

※下線部分は第 28 回部会での意見を反映した箇所。

平成 29 年度における生活保護基準の検証作業の進め方

平成 29 年度的生活保護基準の検証については、本部会における議論を踏まえ、次の項目について順次検証に取り組むこととする。

1. 生活扶助基準に関する検証

(1) 基本的な考え方

- 生活扶助基準の検証については、全国消費実態調査等を基に、現行の「水準均衡方式」の考え方である一般国民の消費水準と生活扶助基準の均衡が図られているかという観点により検証することを基本としつつ、一般国民世帯と生活保護受給世帯の生活の質を考慮するなど、多角的な視点から行う。

(2) 平成 29 年度の検証作業

①生活扶助基準の水準の検証

- ・ 生活扶助基準の水準の検証については、全国消費実態調査の消費支出データを年間収入階級五十分位別に分類した上で、変曲点や抵抗線の考え方をを用いて消費の変動についてきめ細かく分析を行うなどにより、比較対象として妥当な所得分位等について検討を行う。その際、消費のみで変曲点を判断することは難しいのではないかとの意見を踏まえ、家庭の生活実態及び生活意識に関する調査も用いて、社会生活への参加状況等の生活の質を考慮するなど、多角的な視点からの検証を行う。
- ・ なお、比較対象として妥当な所得分位を検討する際に用いる消費水準の算出方法については、世帯人員 1 人当たりに換算する方法等を試行しながら、引き続き検討を行う。
- ・ 加えて、水準の検証に当たっては、子どもにかかる教育費等の特定の費目の支出により、他の費目の支出が圧縮されている可能性についても留意する。

②年齢・世帯人員・地域別の基準額の体系の検証

- ・ 年齢・世帯人員・地域別の基準額の体系については、前回（平成24年）検証時の検証手法を踏襲し、回帰分析による検証を行うことを基本としつつ、必要に応じて前回の手法の細部を改善しながら直近の消費実態等を踏まえた検証を行う。
- ・ 上記の検証結果による基準額の体系が、多様な世帯類型の消費実態を反映したものとなっているか、複数の世帯類型で確認等を行うことにより、検証結果の妥当性について確認する。

③生活扶助基準見直しによる影響の把握

- ・ これまでの生活扶助基準（第1類費及び第2類費）及び冬季加算の見直しの影響については、社会保障生計調査等を基に、生活保護受給世帯の消費の水準や消費構造、生活意識等の変化の状況について検証を行う。

（使用予定のデータ）

平成26年全国消費実態調査、平成22～26年家計調査、平成22年及び28年家庭の生活実態及び生活意識調査、平成24～27年社会保障生計調査等

④新たな検証手法の検討

- ・ 現行の水準均衡方式が導入された昭和59年に比べて、雇用基盤や世帯構成などの変化によって社会経済情勢は大きく変化しており、今日の状況により相応しい生活扶助基準の改定方式の開発を目指して、新たな検証手法を検討する必要がある。
- ・ 新たな検証手法の検討に当たっては、これまでに基準部会で報告いただいた手法や諸外国の事例を整理する等、現行の水準均衡方式を補完する手法の検討も含め、調査研究事業を活用して計画的に検討を進める。

2. 有子世帯の扶助・加算に関する検証

（1）基本的な考え方

- 有子世帯の扶助・加算の検証については、これまで基準部会において重ねてきた議論を踏まえ、一般世帯との均衡だけではなく、子どもの貧困対策の観点から生活保護制度において保障すべき子どもの健全育成にかかる費用の範囲及び水準について、生活扶助基準（第1類費及び第2類費）の検証と一体的に検証を行う。

(2) 平成 29 年度の検証作業

①子どもの健全育成にかかる費用の範囲及び水準の検証

a) 消費実態を踏まえた分析

- ・ 子どもの健全育成にかかる費用の範囲及び水準の検証については、まずは全国消費実態調査や社会保障生計調査等を基に、子どもにかかる費用と大人にかかる費用との消費傾向の違いを踏まえながら、子どもにかかる費用を把握した上で、一般有子世帯と生活保護受給有子世帯それぞれの子どもにかかる費用について比較・分析を行い、生活保護制度において保障すべき子どもの健全育成にかかる需要の検討を行う。

b) 生活実態を踏まえた分析

- ・ 子どもの健全育成にかかる需要の検討に当たっては、a の消費実態を踏まえた分析だけでは、十分に把握できない可能性があるため、家庭の生活実態及び生活意識調査を用いて、一般有子世帯と生活保護受給有子世帯それぞれの社会生活への参加状況や健康状態等の生活の質も考慮するなど、多角的な視点から行う。
- ・ また、子どもの健全育成に資する生活の質を考慮する際には、被保護者調査を基に、生活保護受給有子世帯の傷病や障害等の状況を把握するなど、生活保護受給有子世帯特有の生活課題についても分析を行い、その結果も踏まえて行う。

c) 子どもの就学及び就労実態を踏まえた分析

- ・ 子どもの就学及び就労については、高等学校までの学齢期を通じて、子どもの就学環境や子どもが自立する時期を十分に踏まえながら、一般有子世帯と生活保護受給有子世帯との就学・就労状況の差等の分析を行うなどにより、自立助長に資する扶助・加算の内容や水準を検討する。
- ・ 就学費用の把握に当たっては、まずは子供の学習費調査を活用して、学校教育費用やクラブ活動費用などの学校外活動の費用も含めた就学費用について、それらの必要な範囲やその水準の検証を行う。

※ a～c の分析に当たっては、ふたり親とひとり親世帯の消費実態の相違点を分析することなどにより、ひとり親世帯特有の費用についても分析を行う。また、子どもだけでなく、養育に当たる者の状況にも着目して分析を行う。

(使用予定のデータ)

平成 26 年全国消費実態調査、平成 22～26 年家計調査、平成 22 年及び 28 年家庭の生活実態及び生活意識調査、平成 24～27 年社会保障生計調査、平成 26 年子供の学習費調査 等

3. 勤労控除及び就労自立給付金の見直し効果の検証

(1) 基本的な考え方

- 基礎控除の見直しや就労自立給付金の創設など、これまでの就労促進策の取組みの効果の分析を進め、更なる就労促進対策について検討する。

(2) 平成 29 年度の検証作業

①基礎控除の見直し効果の検証

- ・ 基礎控除については、新規就労者数に与える影響や、就労者の就労日数や就労時間等の変化に与える影響に着目しながら、就労インセンティブとの関係について検証を行う。

②未成年者に対する自立支援策の検討

- ・ 有子世帯の扶助・加算の検証とあわせて、未成年者については、就労インセンティブを設ける趣旨や自立する時期なども踏まえながら、その自立助長を促進する策について検討を行う。

③就労自立給付金の創設効果の検証

- ・ 就労自立給付金については、就労を理由に保護脱却した者に対してアンケート調査を実施し、保護脱却した者の保護再開防止の効果を検証する。

4. 級地制度に関する検証

(1) 基本的な考え方

- 級地制度については、昭和 62 年度に見直した以降、本格的な検証を実施していないことに鑑み、まずは調査研究事業により生活水準の地域差の要因分析を行った上で、その実施結果を踏まえて級地制度の在り方を検討する。

(2) 平成 29 年度の検証作業

①調査研究事業の内容の検討及び実施

- ・ 議論を行うための基礎データの収集や分析手法等を検討する観点から、調査研究事業を実施する。
- ・ 調査研究事業の内容については、生活水準の地域差を構成する要素や、その地域差の推定方法について検討を行う。

(調査研究事業の主なテーマ)

- ・ 消費にかかる地域毎のデータの理論値を算出する回帰分析の精査 (世帯類型、高齢化率、消費費目の範囲、地域社会などとの関係等)
- ・ 地域の生活実態を踏まえた地域単位の設定方法の検討
- ・ 回帰分析による消費水準の理論値では十分に表れない地域の生活水準の差の検討 (地域特有の社会行動や生活様式、購買力など幅広に検討)

5. その他の扶助・加算に関する検証

(1) 基本的な考え方

- 各種加算については、まずは生活扶助基準 (第 1 類費及び第 2 類費) では賄いきれない特別な需要に対応するものという前提のもと、特別な需要 (生活課題) が何か、その特別な需要に対応するためにはどのような費用が必要かという観点から、他法他施策との関係にも十分留意しながら検証を行う。
- あわせて、生活扶助本体 (第 1 類費及び第 2 類費) と各種加算との関係についても、それぞれの扶助・加算の性格や検証する場合の考え方など、生活保護基準体系の整理を行いつつ、継続して検討を行う。

(2) 平成 29 年度の検証作業

①有子世帯の扶助・加算に関する検証 (再掲)

- ・ 有子世帯の扶助・加算については、2 のとおり、生活扶助基準 (第 1 類費及び第 2 類費) の検証と一体的に検証を行う。

②住宅扶助基準見直しによる影響の把握

- ・ 住宅扶助基準の見直しの影響については、実際に転居となったケース数等を調査することにより、生活保護受給世帯の住生活に与えた影響について検証を行う。